

# 大同団結運動と議会政党の成立(三完)

松岡八郎

## 目次

- 一、 まえがき
  - 二、 大同団結運動の萌芽
  - 三、 三大事件の建白運動
  - 四、 大同団結運動の開始(以上七卷一号)
  - 五、 大同団結運動の展開
  - 六、 大同団結運動の分裂
  - 七、 三派の合同(以上七卷二号)
  - 八、 立憲自由党の結成
  - 九、 議会政党としての自由党の成立
  - 十、 むすび(以上本号)
- 大同団結運動と議会政党の成立

八 立憲自由党の結成

明治二十七年七月一日、第一回の衆議院議員総選挙が行なわれた。この選挙は、<sup>(1)</sup>前述のような在野諸勢力の足並みの乱れもあり、初めての選挙運動の未熟さもあり、また政府の選挙干渉もほとんど行なわれず、したがって、政府と在野勢力との激突という事態にはいたらずして、比較的平穩のうちに終わった。<sup>(3)</sup>選挙の結果、当選者の党派別分野は、大体つぎのようであった。<sup>(4)</sup>

大同倶楽部	五五	立憲改進黨	四六
愛国公党	三五	保守派	二二
九州同志会	二一	官吏	一八
自治党	一七	自由党	一七
無所属	二	中立	六七
合計	三〇〇名		

右の結果からも明らかのように、在野勢力は、それを合計すれば百七十余名であり、政府を支持する側は、中立を含めても百二十余名であり、反政府勢力は議会において過半数を制することが可能となった。だがまた、政府側の画策によっては、その過半数も危くとなると考えられた。かくてここに、前述のごとき「三派の合同」―庚寅倶楽部―

を越えて、さらに反政府的在野諸勢力を一大結集せんとする動きが、「九州同志会」によって展開されたのである。

九州地方においては、前述のように、去る明治二十一年十月、大同団結運動に参加せんとする同志の動きがあったが、大同団結運動の分裂のため、その後ほとんど進展しなかったが、二十三年四月十七日、鹿児島同志会(5)が主唱者となつて、九州各地の種々なる団体の有志數十名が鹿児島に集會し、十八日、「九州同志聯合会」を組織して、「進歩主義」を掲げ、「立憲代議政体ノ実ヲ拳ゲンガ為、広く全国同主義ノ団体ト自由党、立憲改進黨、大同団結黨同聯合ヲ図ルモノトス」との運動方針を決定し、そのため東京その他の各地に委員を派遣することとした。公党、其他進歩的ノ主義ヲ取ル者九州同志聯合会の遊説員(6)たちは、五月末には神戸にて板垣退助を訪ね、その目的を告げて板垣の賛同を得、ついでさらに東上し、六月初めには、庚寅俱樂部、立憲改進黨の人々に進歩主義者合同の必要を説いて、ほぼその賛成を得たのであった。だが当時は、衆議院議員総選挙の運動中であつたため、庚寅俱樂部も、改進黨も、それぞれ大会を開いて合同可否かを決定することが不可能であり、九州同志聯合会の遊説員は一先ず帰郷した。

かくて七月初旬、前記のような党派別分野をもつて総選挙が終了するや、九州の有志はなお一層進歩主義者大合同の必要を痛感し、さらに中央に呼びかけるべく、七月二十日、福岡に大会を開き、従来の聯合会組織を改めて、単一団体としての「九州同志会」を組織し、規約、党議、運動案、政府に質問すべき問題などを議決し、運動方針にもとずいて、河島醇、岡田孤鹿、山田武甫(以上衆議院議員当選者)、田中賢道の四名を進歩主義者合同の交渉委員として出京せしめることとした。(8)同じころ、二十五、六日には、九州の勧誘をうけて、「東北七州会」が秋田において開かれ、全国の進歩主義者との連絡を強化することを決定した。(9)

このように、ようやく反政府的在野諸勢力大合同の気運が盛り上がり上がらんとしているとき、七月二十五日、政府は、従来の「集会条例」にかえて、「集会及政社法」<sup>(10)</sup>を公布し、政治運動にさらに著しい制限を加え、従来通り、政社は「支社ヲ置キ若ハ他ノ政社ト連結通信スルコトヲ得ス」(二十八条)と規定して、在野諸勢力の合同運動を抑圧した。これは明らかに、超然主義を採る政府の、在野諸勢力結集の妨害であったが、それにもかかわらず、このような抑圧は進歩主義者たちをおそれさせるには足りず、かえって合同の気運を高めた。<sup>(11)</sup>

前述のように、すでに六月、庚寅倶楽部は一応成立して、旧自由党系の三派の合同が形式的には行なわれていたが、<sup>(12)</sup>その実、まだ大同倶楽部、再興自由党、愛国公党のそれぞれは団結を解いていなかったため、総選挙もすでに終了したことで、庚寅倶楽部員は三派にたいして解散を督促し、その結果、愛国公党、自由党はいずれも八月四日、大同倶楽部のみは存続論があったため、種々紛議のすえ、八月十七日、それぞれ解散した。このように旧自由党系は庚寅倶楽部のもとにまとまることができ、この間、政府の集会及政社法を盾とする妨害もあったが、九州同志会の手唱する進歩主義者合同の提唱は、次第に浸透していった。立憲改進黨においても、六月の九州有志の申入れにもとずき、七月十二日、党員にたいして、「全国進歩諸団体ノ聯合」につき、通信をもつてその可否を徴したが、当初、聯合につき特に異論はなかったのであるが、尾崎行雄が非合同論を説いて、論議が紛糾するにいたった。八月六日の評議員会においては、合同論と非合同論が対立、議論が混乱して結論に達することができず、九月一日に臨時大会を開催して決定することとなった。

このように進歩主義者大合同の気運が大いに高まっていく状況にたいして、九州同志会の上京委員たちは、好機失

すべからずとして、八月七日、自ら九州同志会を解散するに決した。ついで河島醇<sup>(17)</sup>（九州同志会説得委員）の斡旋によつて、八月十二日、河島邸において反政府的在野諸勢力の有志が会合し、合同問題を協議した。来会者は、庚寅俱樂部からは、内藤魯一、大井憲太郎、中江篤介（以上自由党出身）、林有造、片岡健吉、杉田定一（以上愛国公党出身）、河野広中、鈴木昌司、大江卓（以上大同俱樂部出身）、改進黨からは、合同論に賛成であつた島田三郎、加藤政之助、高田早苗、九州同志会からは、山田武甫、松田正久、河島醇であつた。この会合では主義、綱領などが論議されたが、結論をえず、その原案の起草を九州同志会に委任して終わった。ついで同月二十三日、大江邸にて再会、出席者は中江が欠席し、改進黨から加藤と高田の代わりに吉田熹六、鳩山和夫が出席した以外は前回と同様であつた。九州同志会より、つぎのごとき原案が示めされた。

党名 代議政党

主義 自由主義

綱 領

第一 皇室ノ尊榮ヲ保チ民権ノ拡張ヲ期ス。

第二 内治ハ干渉ノ政略ヲ省キ外交ハ対等ノ条約ヲ期ス。

第三 代議政体ノ基礎ヲ鞏固ニシ責任内閣ノ実行ヲ期ス。

これにたいして改進黨出身の出席者は、第一に九月一日の改進黨臨時大会以後まで合同問題を公表しないこと、第二に主義は単に自由主義とせず、「自由の主義を採り改進黨の政策を行ふとか若しくは自由改進黨とか双方の文字を

大同團結運動と議会政党の成立

存し置く事」の二個の条件を要求したが、他の各派の出席者が賛同せず、そのため改進黨出身者は退場してしまつた。さらに、同月二十五日には、庚寅俱樂部、九州同志会に加えて、群馬公議會、京都公友会の代表者が集合し、立憲改進黨は参加しないものとして、会合を開き、先日の九州同志会の原案を提出した。党名につき、種々論議が交されたが、なかなか決定せず、党名調査委員を挙げ、その協議によつてようやく、「立憲自由党」<sup>(19)</sup>に決した。主義綱領については異論なく、仮規則を定めて、九月十五日に結黨大会を開催することとした。改進黨は九月一日臨時大会を開き、最終的に非合同を決定した。かくて改進黨を除く、反政府的諸勢力は議會開会を目前に控えて、立憲自由党に結集しはしたが、各派の足並みは必ずしもそろわなかつた。九月三日には各地へ招請状が發せられ、九月十五日、東京芝公園内弥生館において五百余名が参集し、創立大会が開かれた。立黨趣旨書、主義、綱領、黨議、黨則を議定したが、<sup>(20)</sup>会場は、旧大同俱樂部の山際七司たちの反対の声によつて喧噪をきわめ、ようやく結黨式を終わることができた。ついで十六・七日には各府県より常議員が選ばれたが、この時も混乱があり、さらに十八日には、党首を置かないため、黨運営の責に任ずべき幹事五名を選挙したが、だがこの十八日の常議員会においても、前田下学、遠藤秀景、堀善三郎ら二十九名によつて「黨議黨則の再議を望む書」が提出され、「自由主義ノ貴フ所ハ民權ヲ擴張スルニアリ、民權ヲ擴張センニハ先ツ國權ノ完全ヲ期セサルヘカラス。此故ニ若シ國權ヲ貴重セサルノ黨派アルカ如キハ其業ヲ刈リ其根ヲ除キ以テ再ヒ其萌芽ヲ發セサラシムルヲ期ス。昨年條約改正ノ問題アルヤ余輩ハ日夜奔走以テ改進黨ニ當リ、千辛万苦始メテ條約改正ノ中止ヲ得テ自由主義ノ名分ヲ明ニシタリ。顧ミテ當日ヲ想ヘハ彼改進黨ハ余輩ノ之ヲ撲滅スルニアラサレハ以テ天下ニ立ツノ辭ナカラン矣。然ルニ立憲自由党ノ趣旨載スルニ改進黨ノ方策云々ノ文字

ヲ以テシ之ニ合同セント欲スルノミナラス、強ヒテ其甘心ヲ得ントスルモノハ果シテ何ノ為ソヤ。」と述べて、立党の趣旨に非常な不満を表明し、再議を要求したが、いれられず、脱党するにいたった。かれらはやがて(十一月)、個人的自由主義に反対し、国家的自由主義に立つと称して「国民自由党」を結成した。<sup>(22)</sup>かくて立憲自由党は、最右翼分子を排除して、ようやくほぼ統一ある組織を整えることができたかにみえたが、だが議会開会を控えて、新たな問題が発生した。それは、すなわち院内党員と院外党員との対立の問題であった。

(1) 衆議院議員選挙法第三十条によって、通常選挙の投票は七月一日に行なうことと定められていた。なお開票が完了したのは七月三日であった。

(2) 選挙権者の資格は、年令満二十五才以上の男子で、直接国税十五円以上を納めることが必要であった。衆議院議員選挙法第六条参照。当時の人口は、この選挙法が施行されなかった北海道、沖縄県、小笠原島を除くと、三千九百三十八万三千二百名であり、有権者は、四十五万三千六百五名であって、比率は一・一％強であった。なお棄権者は二万七千六百三十六名で、有権者にたいする比率は六・一％強であって、非常に少なかった。この選挙の詳細については、当時、内務省の県治局長であった末松謙澄の調査がある。指原安三編「明治政史」下篇 明治文化全集 十卷正史篇 所収 二〇〇—二二二頁参照。

(3) 在野勢力の分裂、政党の未発達のため、組織的な選挙運動が行なわれず、したがって、候補者はそれぞれ個人の立場から運動を展開した。指原安三 前掲 二一五頁参照、第一回の総選挙にたいする政府の態度は、山県総理大臣の地方官にたいする訓示にみえるように、いわゆる「超然主義」の立場にあり、したがって選挙にたいしても、比較的公正であった。尾崎行雄「日本憲政史を語る」上 二一五—一六頁参照、なお、山県首相の訓示については、指原安三 前掲 二二八—九頁参照。

(4) 当時、政界分野が混沌としていて、その所属が鮮明を欠いていたため、党派別の分野が不確定であり、新聞によって記録がまちまちであった。「河野磐州伝」下巻 一三三—一五頁参照、林田危太郎「日本政党史」上巻 二八三—一五頁参

- 照、本稿は、故川原次吉郎教授の説に従っている。蠟山政道編「政党」一二九—一三〇頁参照。
- (5) 同志会は二十二年春に鹿児島県内の有志により創立され、「広く天下ノ同志者ト氣脈ヲ通スルモノトス」との目的をもっていた。詳しくは、大津淳一郎「大日本憲政史」三卷 四二五—七頁参照。
- (6) 九州同志聯合会については、大津淳一郎前掲 四二八—四三〇頁参照、なお、集合したのは、宮崎県大同派、宮崎県同志会、福岡県三州倶楽部、熊本県改進黨、佐賀県郷党会、長崎県同好会などの人々であった。
- (7) この遊説に参加したのは、当初、福岡の岡田孤鹿、熊本の田中賢道、長崎の志波三九郎、佐賀の狩野雄一らであったが、後に鹿児島島の樺山資美、厚地政敏らも加わった。大津淳一郎前掲 四三〇—一頁参照。
- (8) この大会については、指原安三前掲 二二五—六頁参照、なおこの大会の出席者については、前田進山「自由民権時代」三九四頁参照、この大会において、主要なる活躍をしたのは衆議院議員当選者であり、また進歩主義者合同の運動においても、当選者がその主要なる任務を負うことが期待された。「運動案」参照。
- (9) 指原安三前掲 二二〇頁
- (10) 従来の集會条例(明治十三年四月五日公布十五年六月三日改正)よりもさらに政治運動に詳細な制限を加えた。全文は、指原安三前掲 二二七—二三〇頁参照。
- (11) 信夫清三郎「明治政治史」一四頁。
- (12) 拙稿「大同団結運動と議會政党的の成立」(二) 東洋法學 七卷二号 五一頁参照。
- (13) 指原安三前掲 二三八頁参照。井上角五郎が合同反対論の急先鋒であった。
- (14) たとえば、指原安三前掲 二三一頁参照。
- (15) その全文については、指原安三前掲 二三一—二頁参照。
- (16) 尾崎は非合同論の主旨について「改進黨は条約改正失敗の後を享けて、非常な悲運にあつたに反し、一方自由党は、大同団結の大騒ぎの後に復活して、勢ひ盛んであつたから、茲で合同すれば、とても両者は対等の地位を保持することはできない。それに當時は、一旦両党が合同しても、忽ち分裂するにちがいない形勢であつたので、私は合同談に反対した。特に私は、『自由党といふ名を附する以上、合同でなくて改進黨の降伏である』と唱へて、極力これに反対した。」と述べている。尾崎行雄前掲 二一八頁参照。
- (17) 河島醇については、高田早苗「半峰昔ばなし」二一四—五頁参照。
- (18) 指原安三前掲 二四五頁参照。
- (19) 党名が立憲自由党と決した過程については、指原安三前掲 二四七頁参照。



(20) それぞれの原案については、指原安三 前掲 二五四―五頁参照。

(21) 指原安三 前掲 二六六―七頁参照。

(22) 国民自由党は、党名に「自由」を冠していたが、その主張は保守的國權主義にほかならなかつたのである。したがって議会が開かれると、国民自由党は政府支持の態度を示すのである。信夫清三郎 前掲 一五頁参照、それは富山、石川、新潟、愛知、大阪および九州の旧大同俱樂部派と玄洋社、熊本國權党を主力とする。井上清 「条約改正」 一六七頁参照、この党の結成過程については、指原安三 前掲 二七五―七頁および二七九―二八一頁参照。なお結党式は、議會開会後の十二月二十一日であった。

(23) 明治二十三年十一月二十二日までに、加盟申込の手續をへたものが、一万六千四百九十九人に達した。指原安三 前掲 二七九頁参照。

## 九 議會政党としての自由党の成立

前述のように、第一回衆議院議員総選挙の前後より、反政府的在野諸勢力結集の運動が展開され、立憲自由党の誕生とはなったが、大合同は成らず、いよいよ第一回帝國議會の開会を迎えることになった。

立憲自由党においては、明治二十三年九月二日、所属する衆議院議員が「帝國議會に於ける運動の方針及政務調査」をなす目的をもって、党の機関とは別に、「弥生俱樂部」を設立し、幹事として河野広中、大江卓、加藤平四郎の三名を選び、また政務調査を六部門<sup>(2)</sup>に分け、それぞれの部門について討議調査することとした。立憲改進黨においても、八月上旬同党所属の衆議院議員によって、同様、政務調査のために「議員俱樂部」<sup>(3)</sup>が設けられた。なお八月下旬には、芳野世経、元田肇、杉浦重剛らの中立派の衆議院議員によって、「大成会」が結成され、「中立不偏の大道」に立って、「政治ノ實際問題ヲ研究シ其結果ヲ以テ議政ノ方針」としたが、その実、その態度は政府側に傾斜し

ていた。<sup>(4)</sup>このような彌生倶楽部の設立は、勿論きたるべき議會開会のための準備ではあつたが、衆議院議員である黨員は「公務上ノ言論行為」について党議によつて束縛される理由はないとし、別に院内黨員かぎりの団体を設けたのであつた。<sup>(5)</sup>また立憲自由党の組織は、前述のように幹事と常議員を指導の中心としており、その幹事五名のうち、院内黨員は二名、六十九名の常議員のうち、院内黨員は三十一名にすぎず、院内黨員の党内における比重はかならずしも高くなく、院内黨員と院外黨員との間は微妙なものがあつた。<sup>(6)</sup>しかも各派の結集体である立憲自由党はその成立過程からいつても統制力が弱く、その上、かかる院内黨員と院外黨員との対立により、一層統制力が弱くなつた。また彌生倶楽部自身も前述のように強力な統制力をもたなかつた。かくして今まで述べてきたように、第一議會を迎え、反政府的勢力は議會において過半数を制しながらも、かならずしも足並みがそろわなかつた。なお第一議會における衆議院各派の分野はつぎのとおりであつた。<sup>(7)</sup>

彌生倶楽部 百三十名

議員倶楽部（議員集会所） 四十一名

以上 合計 百七十一名（民党）

大成会 七十九名

国民自由党 五名

無所属 四十五名

以上 合計 百二十九名（大部分政府支持）

他方、政府の側においては、第一回の総選挙にたいして、その「超然主義」の立場からも、比較的公正な態度をとったのであったが、その後の反政府的勢力の結集の動きにたいしては警戒の目をもってながめ、「集会及政社法」を公布して、政治活動を抑圧せんとしたことはすでに述べた通りであるが、今や、前述のごとき反政府的勢力の優勢のうちに、議会が開かれることとなった。十月三十日には「教育勅語」が發布されて、国民道徳の準則が示され、国民の過激なる行動を戒めた。<sup>(8)</sup>第一帝国議会を迎えることになった山県内閣は、その人的構成において「藩閥政府」としての面目を具えており、<sup>(9)</sup>超然主義を把持する内閣であったから、内部的統制において欠ける憾みはあったものの、政府の圧迫のもと積年の苦斗のすえ、ようやく参政権を獲得するにいたった反政府的勢力との間に、議会開会を前に、容易ならぬ波瀾を予想させたのである。<sup>(10)</sup>

明治二十三年十一月二十五日、第一回帝国議会が召集され、まずそれぞれ三名の正副議長候補者の選挙<sup>(11)</sup>が行われた。ところが前述のように衆議院には過半数を制する政党がなかったのみならず、弥生倶楽部と議員集会所との提携も行われず、<sup>(12)</sup>また各党にはまだ院内総理といつたものもないため、人選について党議を決定せず、議員はそれぞれ独自の判断で選挙に臨んだ。<sup>(13)</sup>この結果、議長候補選挙については、比較的平穩のうちに、中島信行（弥生倶楽部）、津田真道（大成会）、松田正久（弥生倶楽部）を選出したが、副議長候補の選挙においては、「衆議院規則」<sup>(14)</sup>の不備のためもあって議事が紛糾した。結局、津田真道（大成会）、楠本正隆（無所属）、芳野世経（大成会）が当選したが、弥生倶楽部、議員集会所からは一名も選出されず、党の無統制ぶりを露呈した。<sup>(15)</sup>

十一月二十九日には開院式が行われ、アジアにおける最初の議会政治が開始された。弥生倶楽部の河野広中は、議

会召集直前、中島信行、片岡健吉、大江卓、竹内綱らとともに、山県首相、松方蔵相と会見し、「初期議会は、我が帝国に取り極めて重要な議會だ。若し此の議會に於て議會と政府と衝突し、直に議會の解散に終るが如きあれば、第一に亜細亞民族の体面如何に關し、第二に歐米人よりは日本人に憲政運用の能力なしとして、鼎の輕重を問はれ、第三に憲法を發布せられた詔勅の聖旨にも悖り、第四には國民の期待に反するを以て、政府は此の際、宜しく輿論の趨く所を察し、根本方針を財政緊縮、民力休養の大眼目に置き、又た集會、言論、結社其他の人民の自由權利を尊重し、國民をして満足せしむるの施設を断行すべき」ことを勧告した。<sup>(16)</sup>ところが山県首相は、十二月六日の施政方針演説において、「國家獨立自衛の道は、一に主權線を守禦し二に利益線を防護するに在り。何をか主權線と謂ふ。國疆是なり。何をか利益線と謂ふ。我が主權線の安全と緊く相關係するの区域是なり。凡そ國として主權線を守らざるはなく、又均しく其利益線を保たざるはなし。方今列國の際に立ち、國家の獨立を維持せんと欲せば、獨り主權線を守禦するを以て足れりとせず。必や亦利益線を防護せざる可らず。今ま吾人果して主權線を守るに止まらず、亦利益線を保ち、以て國の獨立を完全ならしめんとせば、其事固より一朝空言の能くすべきに非ず。必や國の資力の許す限り、寸を積み尺を累ね、以て成績を見るの地に達せざるべからざるなり。故に陸海軍の爲に巨大の金額を割かざるべからざるの須要に出るのみ。」<sup>(17)</sup>と述べ、松方蔵相は明治二十四年度の歳出總予算案八千三百三十二万四千二百五十四円を提出した。かくて民黨側の財政緊縮、民力休養の二大眼目と政府の政策とはまさに正面衝突する勢いとなつたのである。

衆議院予算委員會においては、この度は彌生俱樂部と議員集會所とが足並みをそろえ、委員長に大江卓（彌生俱樂部

部）、理事に新井章吾（弥生倶楽部）、尾崎行雄（議員集会所）、阿部興人（議員集会所）を選出し、予算案の審査に当り、総歳出予算案において八百八十八万七百三十四円を削減する査定案を作製した。<sup>(18)</sup>翌二十四年一月八日、予算委員会のこの査定案が議場に報告されると、末松謙澄（大成会）がこれに反対し、翌九日には松方蔵相が「政府は行政機関にしてその運転を萎靡せしめざる限りに査定案に同意するを躊躇せざるなり。然れども、予算委員の報告書は實に之に反するものなるが故に、願くは諸君に於ても熟慮あられんことを切望す。」<sup>(19)</sup>との反対演説を行い、到底、予算委員会の削減案に応じられないとして、ここに政府と民党とは全く対立するにいたった。ここにおいて衆議院は全院委員会を連日開いて、この予算案について審議することとなった。

立憲自由党は一月十六日議員総会を開き、五幹事も出席の上、「予算委員査定案に同意の諸君は人員を明らかにするため、姓名を盟約書に自署する事」として団結を固め、「議場に於て一致の運動をなすため、整理委員を置く事」を決定した。<sup>(20)</sup>また大井憲太郎を中心とする立憲自由党政務調査会（全部院外黨員）は、一層厳しく「憲法第六十七條規定の歳出節減に関しては、委員会は政府の同意を求むる手續を要せざる事」その他さらに経費の削減をはかることを決議した。<sup>(21)</sup>このように、立憲自由党は緊迫した状況のもとで団結を強固にしていたのであるが、院内黨員に比して院外黨員はさらに強硬な態度を示した。

二月三日、全院委員会は弥生倶楽部、議員集会所の強力な共同作戦によって、予算委員会の作製した査定案を全て議了した。民党の勢力はきわめて優勢で、査定案を固執して動かず、これにたいして大成会所属の議員は、政府のために緊急動議<sup>(22)</sup>を提出して対抗したが、ことごとく否決されてしまった。二月六日からは予算について本会議が開か

れ、これまた民党の勢いが強く、政府は山県首相が十六日には演説して、査定案が衆議院において議決される以前に、それについて政府の同意が必要であるとし、また、今審議されている査定案には到底同意は不可能であると主張した。また松方蔵相も「今若し不都合な決議をなす時は、政府は憲法の命ずる所に随て不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止決意するの外なきなり。」と述べて、政府の衆議院にたいする解散権の行使をほのめかし、解散を忌諱する議員を威嚇するにいたった。このように一層、政府と民党が鋭く対立していったため、民間においても壮士が横行し、議員に暴行を加えるものが現われるにいたり、また一月十九日の夜議事堂が漏電のため炎上し、一時は放火と疑われたりしたことなど世情は騒然となった。だが民党にはなんの影響も与えず、査定案は一瀉千里の勢いをもって、本会議において議了し、民党の陣容は整然として一糸も乱れない観があった。

かかる状況のもとで、二月二十日、天野若園（大成舎）が緊急動議を提出した。「憲法第六十七条に規定したる三箇の歳出に付、本院に於て廢除削減せんとする意思を定めしものは、本院確定議以前に於て、政府の同意を求むべし。」<sup>(25)</sup>このような動議は、すでにこれと類似した動議において論じられ、否決されてきたのであったが、ここにまたもや問題とされた。<sup>(26)</sup>ところがこの動議の採決に際して、林有造らの旧愛国公党系、いわゆる土佐派を中心とする弥生俱樂部の議員二十六名が突然この動議に賛成したため、百八にたいする百三十七をもってこれを可決した。この結果、衆議院は予算議定書の全部を政府に送致し、憲法六十七条に規定する歳出廢除削減についての議決に同意せんことを要求した。しかし政府は、衆議院の予算修正案が予算議定権の範圍を逸脱しているとして、拒否の回答を行ったのである。<sup>(28)</sup>かくてついに、前述の林有造、大江卓らの土佐派の二十六名は脱党し、三崎亀之助（弥生俱樂部）をしてさらに

緊急動議を提出せしめ、政府の回答を審査し、予算の修正について政府と協議するために、九名の特別委員を選挙するの議を唱えしめた。民党議員は極力これに反対したが、採決の結果、百十七にたいする百五十をもって可決され、片岡健吉、三崎危之助、小林樟雄（以上立憲自由党脱党者）、田中源太郎、安部井磐根、牧朴真（以上大成会）、綾井武夫（国民自由党）、古荘嘉門、神鞭知常（以上無所属）の九名を挙げて、政府と予算総額について交渉に入った。結局、両者は妥協し、三月二日、予算案特別委員長安部井磐根は、政府の原案歳出予算より六百三十一万二千元を削減すべきことを報告し、政府もまたこれに同意し、本会議において採決の結果、百二十五にたいする百五十七をもって可決したのである。このように、第一議会は予算案をめぐって、藩閥政府と経費節減、民力休養を標榜する民党とが激突したのであったが、政府の策謀による土佐派の脱落のため、民党の敗北に終わり、三月七日閉会となった。

議会閉会后、立憲自由党を脱した土佐派の議員は、院内に「自由倶楽部」という団体を設け、声明書を發表して「今にして立憲自由党の状態を熟察するに、帝国議會に對する運動を、代議士その人の自主に任せず、一種の方法を設け、往々議場問題に属することまでを、議場以外に決定し、之を以て党議と稱し、強いて守る所あらしむ。これ党、議員の独立を妨害すること少なからざるものあらずや。是れ實に吾々の忍ぶこと能わざる所なり。」と述べ、院外黨員の院内黨員にたいする圧力に耐えないことを脱党の理由としているが、みずから政府と妥協したことにはなんら言及しないで、このような放言をあえてしたのは、第一議会において院内黨員が内心政府と妥協したいと思いつながら、院外黨員の強硬論に引きずられたという事情によるものであり、ここに院内黨員と院外黨員との対立を暴露することによって、立憲自由党の院内黨員に呼びかけ、院外黨員——殊に大井憲太郎一派——を置き去りにして、新政党

を作ろうという計画であったといわれている。これにたいして大井は、「かの議院外の立憲自由黨員が、議院内の黨員に向つて、強硬論を執れといえるは、固と協議せるのみ。もし議院内の黨員にして、之に同意する能わずば、宜しく初めより意思を明答し發表すべきのみ。躊躇逡巡狼狽為す能わずして、徒らに日子を送り、以て卒然脱党（而かも裏切の後）するが如きは、豈に代議士其の人の所為なりというを得んや」と反駁した。このように院内黨員と院外黨員との対立の問題がようやく表面化し、立憲自由党は動搖の危機に直面した。当時、板垣退助は、土佐派脱党の責を感じて脱党届を提出していたが、押しとどめられ、党内にとどまっていたが、この対立問題について意見書を出し、「政党組織の本体に於ては、国会議員を以て中心となさざるを得ず」として「政党の中央組織を変更するの必要なる所以」を説き、さらに、「政党の地方組織を完全にする必要」と「中央部と地方部との關係を密着する必要」を説いたが、その意見の重点は、国会議員中心の政党への改組であった。大井の意見は「同一政党員若くは國民と代議士との間の關係は、斯く徒らに理論に涉りて、冷々淡々たるべからず。宜しく双方打ち解けて、情味慇懃、洋々たること春海の如くならざるべからざるなり。」として、暗に国会議員中心の政党には不賛成を示した。このように、立憲自由党は院内黨員と院外黨員との關係について意見の相違をきたし、しかもさきの脱党者のこともあつて党内の結束が揺らぎ始めたので、星亨は党の團結を強固にするため、党首を設置して党の組織を調整しようと考え、板垣を党首に推そうとした。このため松田正久、河野広中とはかり、ことを進めようとしたが、大井派と九州派が党首設置に反対した。<sup>(35)</sup>そこで星らはまず三月中頃には議會主義を条件として板垣の内諾を得、慎重に反対派を説得していった。かくて三月二十日、大阪において大会が開かれ、圧倒的多数をもって板垣を總理とするに決し、また星の發議によつて、党



名を「自由党」とすることとなった。<sup>(36)</sup>この大会を契機として、自由党の内部統制が確立され、大井派の勢力が後退し、代つて星の影響力が次第に増大していったといわれる。<sup>(37)</sup>弥生倶楽部は事実上消滅し、院内かぎりの会議は自由党代議士会と称することになった。

第二回帝国議会が開かれるにあたり、明治二十四年十月十五日、東京に通常大会が開催され、改正党則案、宣言、党議を可決したが、さらに板垣は議会主義を明確にし、党首を置くの必要を説いた、党則改正理由書を<sup>(38)</sup>発表した。その理由書に、「我党の始めて起るや、専制時代に在り。当時の所謂ゆる政党は政社にして、有志相結び、以て政府を刺撃し人民を鼓舞し、専制政治を破壊して代議政体を建設するの目的を達すべき手段たるに過ぎず。今日代議政体の世に処して、専制政体の時に起りたる政社の遺風を墨守するは、変に通ぜざるものなり。今日我党の組織は、果して能く代議政体に於ける政党の体面を全ふるものなる歟。能く其法律を守り、能く其徳義を修め、能く其信任を置き、能く其輿論に従ふものなる歟。此等の事に至ては甚だ不完全なるを認むるなり。今や我党は大いに面目を一新し、善美なる立憲政体を確立するに力を尽すべきの時なり。茲に党則を改正し、以て党弊を一掃するに非ざれば、以て自由民権の主義を拡張するを得ざるなり。代議政体における政党は、宜しく代議士を以て中心と為すべし。是れ其正則なり。我国は尚ほ未だ欧州各国と同一に論じ難き所あれば、暫らく之が変則を用ひ、代議士に非ざるものと雖も、党中に重きを持し、若くは地方に勢力ある諸士の数を限りて大会に出席せしむるの便法を設け、大体に於ては代議士組織の制を立てんとす。斯の如くならずんば以て善美なる立憲政体の確立を期す可からず。」とあり、議会主義に徹した政党を構想しており、板垣は自由党の今後の方向を議会政党にみいだしたのであった。すなわち自由党の成立

は、議會政黨への脱皮であつたのである。

- (1) 指原安三 前掲 二四八—九頁参照。
- (2) 「第一部 内閣並ニ憲法及兩院ニ関スル事」「第二部 外務、海陸軍省ニ関スル事」「第三部 司法省ニ関スル事」「第四部 内務文部省ニ関スル事」「第五部 大藏省ニ関スル事」「第六部 農商務通信省ニ関スル事」の六部であつた。さらにそれぞれの部について調査すべき件を細別した。
- (3) 「議員集会所」と呼ぶこともある。指原安三 二三—三五頁参照。
- (4) 大成会の成立については、大いに末松謙澄（伊藤博文の女婿）の尽力によるものであつた。前島省三「日本政黨政治の史的分析」 二二頁 「之に加はるは頗る雜駁にして、真に自由改進黨の主義政策の誤れるを認むる者あり、地方にて行掛り上、之と共にし得ざる者あり、官職を帯び政府に賛成するに定まる者あり、事業の性質にて政府の保護を仰ぐ者あり、或は高官に資縁し、甘き汁を吸はんとする者あり、硬骨議員と軟骨議員とが混淆し、大成会と稱する団体を設く。」三宅雪嶺 「同時代史」 二卷四—六頁参照。
- (5) 「大日本帝國憲法」第五十二條は「兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ」とあり、また「議會並議員保護の件」（明治二十二年十一月七日公布、法律第二十八号）をもつて議員の特権と考え、「議員は自ら特権階級と心得て、のけぞり返つたのである。」前田蓮山 前掲 四〇—五頁参照。
- (6) 前田蓮山 前掲 四〇—四頁参照、たとえば九月十八日の常議員会において、「政務調査仮規則」が討議されたとき、「鈴木昌司、板倉中共に本案決議の延期説を出し、竹井駒郎代議士以外に代議士の職権を行ふものを設くるときは代議士の管能を究屈ならしむるの恐あり、故に我々は代議士を尊重し其以外に斯る組織の会を設くるを止めんとの意見を發し、之が全廢説を出し、小山久之助苟も我黨員たるものは常議員会の議決に服従するの義務あり、若し我黨撰出の代議士国会議場に立つに當り我黨議に從はず一個獨立の働を為すが如きあらば最早改進黨の必要なしと云ひ、直に此案を議決せんと主張し、大井此説を賛成して熱心原案を維持せり。指原安三 前掲 二六七頁参照。
- (7) 無所屬の中には、井上馨の自治党が含まれている。なお第一議會に臨む衆議院議員の職業別構成は、農業一二九名、商業十九名、鉱業一名、会社員七名、銀行業四名、弁護士二〇名、新聞雜誌記者八名、医業三名であつた。この構成からも明らかなように、農業が圧倒的であり、商業、会社員、銀行業はまだ非常にすくない。このことは、この議會に反映された利益が主として農村の地主あるいは自作地主を含めた自作上層であつたことを示めている。また貴族院は華族を母

胎として衆議院にたいする防壁を築くために設けられたが、その一部を構成するために選出された多額納税議員の職業別構成においても、農業関係が圧倒的多数を占めていた。信夫清三郎 前掲 一五一―六頁参照。

(8) 大日本帝国憲法の発布によって、立憲政の「機軸」たる地位に据えられた天皇は、教育勅語の発布とともに、今や国民道徳の世界における「立法者」の地位にも立つことになったのである。このことは、天皇制がいよいよ正に整備されるにいたったことを意味する。岡義武 「山県有朋」 四九頁参照。

(9) 第一議會に臨む内閣は、内閣総理大臣山県有朋、内務大臣西郷従道、外務大臣青木周藏、大藏大臣松方正義、陸軍大臣大山巖、海軍大臣樺山資紀、司法大臣山田顕義、文部大臣芳川顕正、農商務大臣陸奥宗光、逓信大臣後藤象二郎であった。このうち藩閥以外から入閣していたのは、芳川(旧阿波藩)と陸奥(旧紀州藩)である。陸奥が「平民大臣」として入閣していたのは、「対議会策にて旧自由党を以て最も重要な職務とす。西南戦争の際に土佐派と通謀し、共に下獄せし関係にて、土佐派を主にせる旧自由党と一脈の血液の通ひ、平時は兎も角、肝要の場合に陸奥の意の如く全党の動くべしと待設けらる。」三宅雪嶺 前掲 四〇―頁参照。したがって陸奥は「其の才力を以て内閣の都合宜しく、若し陸奥にて反覆の模様御座候はゞ、如何様とも処置可致」という立場にあった。津田茂麿 「明治聖上と臣高行」 六八九頁参照。

(10) 岡義武 前掲 五〇頁参照。

(11) 「議院法」第三条「衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ各々三名ノ候補者ヲ選挙セシメ其ノ中ヨリ之ヲ勅任スヘシ。」

(12) 林田亀太郎 「日本政党史」 上巻 三〇四頁参照。

(13) 前田蓮山 前掲 四〇六―七頁参照。

(14) 「衆議院規則」(勅令)に左の規定があつた。「議長(正副)候補者の選挙は無名投票を以てし、候補者を連記すべし。投票の過半数を得たる者を以て当選人とす。投票の過半数を得たる者なき時、又は過半数を得たる者三人に満たざる時は、最多数の投票を得たる者に就き、選挙すべき定員の倍数を取り、決選投票を行い、過半数を得たる者を以て当選人とす。」前田蓮山 前掲 四〇七頁参照。

(15) この選挙の過程については、指原安三 前掲 二八二―三頁参照。

(16) 河野磐州伝編纂会「河野磐州伝」 下巻 一三九―一四〇頁参照。これにたいして山県は、及ぶかぎり希望にそう旨を答えた。

(17) 施政方針演説については、大津淳一郎「大日本憲政史」 三巻 五五〇―二頁参照。山県をしてかくのごときこと言わしめた根拠——かれの国際情勢についての見解——については、岡義武 前掲 五〇―一頁参照。

大同団結運動と議会政党的成立

- (18) この過程については、大津淳一郎 前掲 五六五—六頁参照。
- (19) 大津淳一郎 前掲 五七三—四頁参照。大日本帝國憲法第六十七條「憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス」とあり、政府は予算案の削減には政府の同意を必要とするとし、この度の査定案はこの六十七條に違反するしたのである。
- (20) 前田蓮山 前掲 四一—頁参照。團結を強固にするため、また脱落者をださないために、いろいろ具体的の方策を定めた。整理委員は後年の院內総務に当たる。
- (21) 前田蓮山 前掲 四一—二頁参照。
- (22) たとえば、西穀一、大谷木備一郎、坪田繁などの緊急動議がそれである。「河野磐州伝」 下巻 一四七—一四八頁参照。
- (23) 大津淳一郎 前掲 五八七—八頁参照。
- (24) 「河野磐州伝」 下巻 一五二頁参照。
- (25) 大津淳一郎 前掲 五八九頁参照。
- (26) 査定案についての政府の同意をいつ求めるべきかいなかについて、立憲自由党の議員總會においては、「兩院確定議後にすべし」とする意見が圧倒的であった。だが大井憲太郎一派は、政府に同意を求める手続きをとる必要がないという主張であった。前田蓮山 前掲 四一—二頁参照。
- (27) このような土佐派の裏切り行為については、今もって明確となっていない。政府によって買収されたとするのが定説のようであるが、根拠は不明確である。後藤象二郎と陸奥宗光が政府と土佐の間を斡旋し策謀し、第一回の議會を解散に追いこむことを避けたといわれている。林田龜太郎 前掲 三〇九—三一—頁参照。三宅雪嶺 前掲 四三〇—一頁参照。前田蓮山 前掲 四一—三—六頁参照。
- (28) 政府の回答「覆牒」については、「河野磐州伝」 下巻 一四九頁参照。
- (29) 土佐派の裏切りは、「其の結果として、憲政上幾多の悪例を將來に貽したり、黄金政治の飾を作り、議員墮落の端を啓きたること。其の一なり。妥協政治の飾を作り、政局苟安の弊を生じたること、其の二なり。藩閥政治の情弊は、之れが爲に、廓清せられず、却て閥族をして民党与みし易しとの念を生ぜしめたること、其の三なり。」大津淳一郎 前掲 五九七頁参照。
- (30) 平野義太郎「民権運動の發展」一三八頁参照。
- (31) 平野義太郎 前掲 一三九頁参照。この反駁は「あずま新聞」(明治二四年二月二十八日および三月一日社説)に掲

載された。

(32) この意見書は、「第一 中央組織の事」「第二 地方組織の事」「第三 中央と地方と関係の事」「第四 選挙人と被選挙人との関係の事」「第五 政党運用の事」より成っている。前田蓮山 前掲 四二三—六頁参照。

(33) 星は明治二十三年十月、外遊より帰朝し、当時は代議士ではなかった。

(34) 三月十五日の立憲自由党の演説会において星は「党中に中心力を造り運動をして一律に出でしめ且之を敏捷ならしむる事」を主張している。中村菊男 「明治の人間像—星亨と近代日本政治」 一二四頁参照。

(35) 平野義太郎 前掲 一四〇—一頁参照。「元来、初め『立憲自由党』創立の際、庚寅俱樂部の規約に『之を共同団体として首領を置かぬこと』と規約し、乃ち党主を置かず幹事制を採って来たのであったが、軟派の寝返り『反覆』事件が起るや、院外党員の発言決定権を封じ、党の統制を保ちさへすれば、醜態を暴露せず済むであらうといふ年長者の保守的意見が抬頭した。これに対して、壮年者の急進論は、院の内たると外にあるとを問はず、既に国民与論に基礎を置く限り、党の統制はこの批判の自由によって実質的に保てるのであるから敢て総裁を奉戴することによって党の統制を保つ必要がなく、立憲自由党創立の際の規約たる『共同団体として首領を置かぬこと』を変更する要をみないとした。大井の率ある壮年者の急進派は、いふまでもなく、後者の説を採ってゐた。」

(36) 党名を変更したのは、大井派を考慮してのことであつた。

(37) 中村菊男 前掲 一二六—八頁参照。

(38) 全文は、大津淳一郎 前掲 六一五—一七頁参照。

## 十 ち む す び

以上、明治十七年秋の自由党の解党後、反政府的諸勢力の沈滞をへて、ようやく三大事件の建白運動により活況をとりもどし、さらに後藤象二郎を中心とする大同団結運動へと進展したが、後藤の入閣により、その頂点において分裂し、議会開設を控えて再統合されて立憲自由党となり、第一議会終了後、議会中心主義を標榜する自由党へと脱皮するにいたつた過程を詳細に考察してきたのであるが、この考察からも明白なように、議政党としての自由党の成

立にいたるまでには幾多の曲折——諸勢力の離合集散——があり、複雑奇怪——後藤の入閣、第一議會における土佐派の脱落——、決して担々たる道ではなかった。またそれは、政府の側におけ諸施策——憲法發布、総選挙、議會開設など——に消極的に対応していくのみでなく、さらに積極的に反応していこうとする反政府側の運動——三大事件の建白運動、第一議會における経費削減、民力休養を標榜とする予算案問題——の結果でもあった。さらにまた在野諸勢力間におけるイデオロギーの相違——大同俱樂部と大同協和会、立憲自由党と立憲改進黨、国民自由党の分派——でもあり、党内における対立、主導権争い——改進黨内における合同非合同問題、立憲自由党における院内党員と院外党員との対立——でもあった。このようにきわめて複雑な過程の帰結として成立したが、自由党であったのである。

最後に、このようにして成立した自由党は一体どのように評価したらよいか。前述のように、自由党は院内党員と院外党員との対立の結果、院内党員優位の確認のうえに成立し、代議士中心の政党を指向し、したがって議会議事としての確立を期しているのであるが、その余り、院外党員を政党内から締め出そうとする傾向は否定できない。板垣にすれば、かつての自由党（明治十七年秋解党）における地方党員の激化による統制維持の困難を想起し、また近くは第一議會における立憲自由党内部の対立を考慮してのことであったには相違なからうが、当時においては、選挙制度は制限選挙であり、きわめて限られた国民にのみ参政権が与えられているにすぎず、また憲法上議會制度は偏頗な制度であり、したがって一般国民ないし院外党員と代議士との関係は制度上も稀薄であり、この間隙を埋めるのが政党の任務ではなかったらうか。政党を議會という拠点によって防護するのあまり、政党の本来の任務たる代議制の本旨

にもとる結果を招くことになるのではないだろうか。板垣は「選挙者にして代議士の挙動に干渉するが如きは、代議制の本旨に悖る者なり。夫れ愚者（選挙民―筆者註）をして智者（代議士―筆者註）の例を為さしむるは代議政体の効用なり」と述べ、国民の圧力から政党を守り、代議士は国民の上に超然とした態度で臨み、議會を拠点として政党の存続をはかっていこうとしたのである。かくて自由党が、みずからを議會政党として確立していくことは、近代政党的の本質からされることになり、国民から遠ざかる結果を生み、やがて政府と妥協<sup>(1)</sup>していくことになるのである。

（完）

（1） 政府と議會は民党とが妥協するのにはまだ間があった。日清戦争をへて明治二十八年末ごろから、その妥協の段階に入る。この問題については、いずれ稿を改めたいと思っている。

（付記） 本稿は、昭和三十八年度文部省科学研究費交付金（各個研究）による研究成果の一部である。

（本学助教授）